

なるほど 

正しい事業承継

- 経営承継円滑化法と税制 -

NPO法人 地経研
事業承継研究会
✉ toiawase@chie-club.net

Vol. 14

新しい事業承継税制：贈与の場合

ここまで、何度も事前の準備、計画的な取り組みを促進する意味において、この経営承継円滑化法があり、新しい事業承継税制があると言ってきました。

ですから、準備や計画より更に一步前進した、まさに現社長の現役バリバリの元気なうちに自らの手で経営と財産の承継を完結させるという場合にも、当然この制度がこれを支えるものでなければなりません。

つまり、代表取締役の地位や責任を後継者に引き渡し、自らは後方支援に回る、あるいは、経営者の立場を去るといった場合に行われる、自社株式の贈与における贈与税負担への配慮という点です。

ご存知のように、税率、税額という点で見れば明らかに相続税より贈与税のほうが高いので、ご自身の意思と手によってスッキリと承継に決着をつけたくても、税金が障害となって立ち塞がります。これに対して、新たに事業承継税制は「その株式等に対応する贈与税の全額の納税が猶予される」というものです。納税猶予 100%ですから、贈与に際しては税金の心配をする必要が無いということです。

「経済産業大臣への確認申請」が必要であることに何ら変わりはありません。ただし、相続税の場合と違って、この適用を受けるには二つの要件が加わります。一つは、その贈与を受ける後継社長は 20 歳以上で、取締役就任してから 3 年以上経過していることです。急な思いつきでは使えないということになります。もう一つは、贈与する側の現社長はこの機に「取締役や監査役の地位を退く」ことが必要です。

ちなみに、100%納税猶予された贈与税は、相続のときに一旦全額が免除され、今度は相続税に自動的に変わって、相続税の納税猶予の対象となります。

経営承継円滑化法の柱の一つに、民法の規定に対する特例を定めているものがあります。

これは遺留分という相続人の権利に対して経営の承継のために一定の制限を加えることができるようにしたものです。『生前の贈与』について、将来の後継者以外の相続人による遺留分の権利主張が、後継者への円滑な株式の集中を妨げる事態を事前に防ごうというものです。

この贈与税の納税猶予制度によって、民法特例の活用が広がることになるでしょう。

■ご意見・ご質問等をお寄せください。

以下に必要事項をご記入の上、こちらの用紙を 011-622-7768 まで送信してください。

御社名(必須) 氏名

電話番号またはメールアドレス

なお、FAX の受信を希望されない方は「FAX 受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。 FAX 受信拒否